

青森県地域医療構想調整会議設置要綱

(目的)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項の規定に基づき
青森県が策定する地域医療構想の達成に向けて、構想区域（同項第7号に規定
する「構想区域」をいう。）ごとに地域医療構想調整会議を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、次の事項について所掌する。

- (1) 地域の病院及び有床診療所が担うべき病床機能に関する事項
- (2) 構想区域における医療提供体制の課題に関する事項
- (3) 病床機能報告制度による情報等の共有に関する事項
- (4) その他の地域医療構想の推進に関する事項

(会議等)

第3条 調整会議の構成員は、別表に掲げる機関・団体とする。

- 2 調整会議は、青森県健康福祉部長が招集する。
- 3 調整会議の議長は、青森県健康福祉部長又はその代理職員をもって充てる。

(専門部会)

第4条 調整会議に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、部会において準用する。この場合、「調整
会議」とあるのは「専門部会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 調整会議の庶務は、青森県健康福祉部医療薬務課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営等に関し必要な事項は別に
定める。

附則

この要綱は、平成28年8月2日から施行する。

青森県地域医療構想調整会議構成員

別 表

構想区域:西北五

No	属性	所属	
		団体名	支部等
1	医師会	西北五医師会	
2	歯科医師会	北五歯科医師会	
3	歯科医師会	西つがる歯科医師会	
4	薬剤師会	県薬剤師会	西北五支部
5	看護団体	県看護協会	西北五支部
6	医療保険者	青森県保険者協議会	
7	公的医療機関	つがる西北五広域連合つがる総合病院	
8	公的医療機関	つがる西北五広域連合かなぎ病院	
9	公的医療機関	つがる西北五広域連合鰺ヶ沢病院	
10	民間病院	(医)慈仁会尾野病院	
11	民間病院	(医)白生会胃腸病院	
12	民間病院	増田病院	
13	民間病院	(医)誠仁会尾野病院	
14	介護事業者	(公社)青森県老人福祉協会	
15	介護事業者	(公社)青森県老人保健施設協会	
16	市町村	五所川原市	国保・介護担当課
17	市町村	つがる市	国保・介護担当課
18	市町村	鰺ヶ沢町	国保・介護担当課
19	市町村	深浦町	国保・介護担当課
20	市町村	鶴田町	国保・介護担当課
21	市町村	中泊町	国保・介護担当課